

地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための  
仕組みの在り方に関する検討会  
技術検討ワーキンググループ（第1回）議事概要

開催日時：平成29年10月5日（木）10:00～12:00

開催場所：中央合同庁舎第2号館 共用会議室4

出席者：

【構成員】

佐藤 一郎（国立情報学研究所副所長／教授）※主査  
犬塚 克（横浜市市民局市民情報政策室市民情報課長）  
岡田 英人（富士通株式会社第二行政ソリューション事業本部VP）  
佐藤 洋（日本電気株式会社公共ソリューション事業部シニアエキスパート）  
高橋 克巳（NTTセキュアプラットフォーム研究所主席研究員）  
百武 芳和（多久市情報課長）  
松田 純一（株式会社日立製作所全国公共システム第三本部公共システム推進第一部主管）  
矢島 征幸（五霞町政策財務課主幹）  
山住 健治（徳島県経営戦略部電子行政推進課情報セキュリティ担当室長）  
黒田 正智（豊島区政策経営部情報管理課情報担当係長／秋山構成員代理）

【オブザーバー】

小川 久仁子（個人情報保護委員会事務局参事官）  
阿部 一貴（行政管理局情報公開・個人情報保護推進室副管理官）  
今井 健司（情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室課長補佐）  
田中 雅行（統計局統計調査部調査企画課課長補佐）

【事務局】

稲原 浩（自治行政局地域情報政策室長）  
若林 拓（自治行政局地域情報政策室課長補佐）  
自治行政局地域情報政策室

議 事：

1. 技術検討ワーキンググループの設置及び運営について
2. 技術検討ワーキンググループにおける主な検討事項について

《議事 2 について》

【佐藤主査】

- 非識別加工情報の作成に当たっての個人情報の加工基準については、当面は地方公共団体自らが加工を行うことを前提とした方が建設的に議論ができると考えている。

【百武構成員】

- 地方公共団体が加工を行う前提で議論した方がイメージしやすく分かりやすいという点については理解できるが、地方公共団体が直接加工をるところまでやれるかという部分があるので、地方公共団体とは別の加工を行う機関についても、議論を続けていくという前提でお願いしたい。

【佐藤主査】

- いずれにせよ、この点は親会の検討会で判断すべき事項となる。

【稲原室長】

- 事務局としては佐藤主査の考える方向で議論していただけるとありがたい。

【佐藤主査】

- 加工基準については、個人情報保護委員会策定の行政機関個人情報保護法のガイドラインの内容を基本として地方公共団体の特性を踏まえて、議論していくのが建設的だと思う。
- 地方公共団体の非識別加工情報に関する加工基準を国の行政機関の非識別加工情報の加工基準と異なるものとするかという論点も設定できるが、個人情報保護法と行政機関個人情報保護法との整合性を踏まえると、あまり異なる基準とすることは適当ではないというのが個人的な見解である。

【犬塚構成員】

- 官民のデータ流通の観点から、匿名加工情報における加工基準との整合性が必要と考える。現在の加工基準と異なる基準をあえて作る必要性はあまり感じない。

【稲原室長】

- 事実関係として、本年 5 月 19 日付けの総務省の技術的助言通知において、地方公共団体における非識別加工情報制度の導入に当たって、その加工基準については国と同等とすることが適当としているところである。

**【佐藤主査】**

- 資料4の3ページの「想定される加工の事例」で、例えば住所の加工に関して、「〇〇県△△市に置き換える」とあるが、地方公共団体が保有する個人情報で市町村名より細かい情報を削除したものを提供したとしても、利活用する事業者の観点からは非常に使いにくいとの反応が考えられるのではないか。
- 「〇〇県△△市に置き換える」というのは例示であって、例えば生年月日の加工の程度によっては市町村名以下の情報を残すかたちでの加工も考えられるのではないか。

**【小川参事官】**

- 行政機関非識別加工情報のガイドラインの事例は、国の行政機関の保有個人情報の特性を踏まえて示したもの。地方公共団体の非識別加工において、必要とされる場合に市町村名以下の情報を残しつつ、特定の個人を識別することができず、復元することもできない加工を行うことができる場合もありうると思うが、最終的には個別の事例に応じて判断をしていかなければならない問題ではないかと思う。

**【松田構成員】**

- データを活用する民間事業者の観点で考えれば当然、細かい情報ほど有用性が高まるが、技術的にどこまで加工すれば良いかなど、事例に即して議論していければ良いのかと考える。

**【百武構成員】**

- 小規模団体では、数が少なく、識別されてしまうというリスクも感じているので、例えば町字単位でどの程度の数字までなら大丈夫かといった議論ができないか

**【佐藤主査】**

- 人口等のみを基準となる事例を示せるかと言われれば、多様性が高く難しいのではないか。

**【田中課長補佐】**

- 統計情報の作成においても、匿名化する際の基準についてはガイドラインでは詳細な部分まで定められているわけではなく、運用で厳密性を確保している。匿名性と有用性という相反する要素のバランスをどうとるかについて、運用面で注意深くやっているところ。

**【佐藤主査】**

- 規則第11条2号、3号の加工基準については、特段の変更は不要と思われる。
- 資料4の7ページにある「特異な記述等を削除すること」について、匿名加工情報や国の

非識別加工情報と同様に全国規模でみて特異なものという基準で判断する考え方に加え、対象となる地方公共団体の中で特異か否かを判断する考え方があると思う。

**【高橋構成員】**

- 規則第 11 条第 4 号と第 5 号の解釈について、特異な情報に対する対応が必要であるという点では、4 号も 5 号も共通する要素であり、最終的には網羅されるべき。全国的又は一般的に特異なものは 4 号が適用されて、地方において特異なものは 5 号が適用されるという解釈はあり得ると思う。ガイドラインには「一般的にみて」とあるので、少なくとも全国規模で一般的なものは 4 号が適用されることは自明であり、後は特定の地域において一般的に特異だといえる情報があるのであれば、ガイドラインの文言からして 4 号が適用されるのではないかと考えるが、そのような情報が具体的に想定されているかどうか。

**【小川参事官】**

- 4 号及び 5 号の規定も含めて、結果的に十分に適正な加工がなされることが一番重要である。
- 特定の地域における特異な記述についてが「一般的にみて」特異な記述に該当しうるかどうかは、個別の実例に応じて適切に判断することとなると思う。

**【佐藤構成員】**

- 「一般的」という文言から何かを排除するというような整理では難しい面もあるので、私の意見としては、4 号でいう特異な記述等については国の方で一般的なものとして整理していただいて、5 号で地方公共団体の特性に合わせていくという考え方の方が統一的で分かりやすいのではないと思う。

**【犬塚構成員】**

- 規則第 11 条第 1 号から第 5 号までの基準については、単体でそれぞれの基準があるというより、相関的にみて全体として 1 号から 5 号までの基準を満たすようにすると考えておけばよいのではないかと。

**【佐藤主査】**

- 地方公共団体が、悉皆性のある情報を扱うときにはいわゆるサンプリングという、通常、統計で使う方法を例示した方がいいのではないかについて、議論しておかなければならない。

**【松田構成員】**

- サンプリングを排除する必要性はないと思うので、事業者からそのような要望があった場合には、サンプリングを行った上での提供も考えられるので、そのあたりも含めて議論することによいと思う。

**【佐藤主査】**

- 当然、匿名加工情報も行政機関非識別加工情報も、サンプリングを排除はしていない。地方公共団体の特性として、悉皆性のあるデータに関しては、サンプリングを例示として強調しておくことも一つの考えかと思っている。

**【高橋構成員】**

- サンプリングを行うことによって情報が守れる技術的要素があることには疑いの余地もないので、サンプリングを排除する理由は全くない。どこまで強調するかは、いろいろ議論があると思う。
- データの有用性という観点から考えると、全数がないと意味がないというデータがあるのであれば、サンプリング以外の方法で特定の個人が識別できないようにする必要があり、安全性の観点からは、全数データでは、データの中身によっては、特定の個人が識別できるおそれも残るので、提案をことわる手段が必要と思う。有用性と安全性の双方の最悪のケースを想定した担保を考える必要がある。

**【阿部副管理官】**

- 行政機関個人情報保護法上は、個人情報ファイルに含まれる情報全てという提案自体は排除していないが、その提案に応じて非識別加工情報を作成すると、特定の個人が識別されてしまい、加工基準を満たさないということであれば、法律上の審査基準に適合しないため提供できないという整理になると考える。

**【岡田構成員】**

- 事業者からの提案が複数回にわたってなされた場合、結果としてデータの全数を提供することになることも想定されるが、どのような整理になるのか。

**【佐藤主査】**

- それがあある意味で、サンプリングを入れたほうがよいという背景にもなる。

**【松田構成員】**

- 事業者側のニーズとしては恐らくサンプリングよりは全数のデータが欲しいという方が多いのではないかと。利活用の観点から、サンプリングによらず全数データを出せる議論も

必要ではないか。

**【佐藤主査】**

- データの全数が欲しいという事業者であっても、具体的に何に使うのかをイメージできているケースはそれほどなく、欲しいという要望とその具体例にはギャップがあるのではないか。

**【松田構成員】**

- 具体例として一番典型的なものとしては、マーケティングがあると思う。

**【佐藤主査】**

- マーケティングの場合でも、サンプリングしてその比率が分かっていたら統計的な情報で済むのではないか。全数データでなければならないかは明確ではない。

**【高橋構成員】**

- サンプリングしたことによって安全性が保証できるかという点について、ビッグデータに関していえば、統計分野と異なり、サンプリングによる安全性の理論が確立していないと思う。サンプリングの効用は高く認めるべきだが、サンプリングを行えば安全であるとのメッセージと受け取られないよう注意すべきであるし、サンプリングを必須とまでするのは賛成しかねる。

**【小川参事官】**

- 統計分野で行われているサンプリングについては、厳密に手法が決まっている点に留意されたい。匿名加工情報の事務局レポートにおいては、「レコード一部抽出」と記載しており、その全てが統計分野のサンプリングの条件を満たしているわけではないため、その点も考慮したほうが良いだろう。

**【犬塚構成員】**

- 5号の基準については、例えば、年次のデータを積み重ねていくときに非識別性等が確保されるのかといったことをどう考えていくかも大切ではないか。

**【佐藤主査】**

- 加工基準については、個人情報保護委員会の作成した非識別加工情報の作成に関するガイドラインの地方公共団体版に相当するものをつくるというのが、アウトプットではないか。